

(平成23年12月14日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認埼玉地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	12 件
国民年金関係	4 件
厚生年金関係	8 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	15 件
国民年金関係	6 件
厚生年金関係	9 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和60年7月から62年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和55年4月から同年12月まで
② 昭和56年10月から62年3月まで

私たち夫婦は、昭和57年4月に結婚したのを契機に国民年金に加入しようと、その年の10月頃に夫婦でA市役所（現在は、B市C区役所）に行き相談したところ、このままでは納付月数が不足するので、前々年度分から遡って夫婦二人で20万円くらいの保険料を納付した方がよいと説明された。遡って納付する保険料は10回くらいに分割してもらい、妻が月々の保険料と合わせて納付した。申立期間が未納となっていること、及び夫婦で納付期間が異なっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、結婚したのを契機に国民年金に加入しようと、昭和57年10月頃に夫婦でA市役所に行き相談したところ、このままでは納付月数が不足するので、前々年度分から遡って夫婦二人で20万円くらいの保険料を納付した方がよいと説明され、10回くらいに分割して、その妻が月々の保険料と合わせて納付したとしているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号前後の被保険者の資格取得時期から、62年8月頃に夫婦連番で払い出されたと推認され、その時点からすると申立期間②のうち60年7月から62年3月までは遡って保険料を納付できる期間であり、オンライン記録によると、夫婦二人分の保険料を遡って納付したとするその妻は、当該期間が納付済みとなっている上、21か月と比較的短期間である申立期間の保険料を納付できなかったとする特段の事情も見当たらない。

一方、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出されたと推認される昭和62年8月の時点からすると、申立期間①及び申立期間②のうち56年10月から60年6月までの期間は、時効により保険料を納付できない期間である上、当委員会においてオンラインの氏名検索等により調査したが、申立人に別の手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

また、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は申立期間のうち昭和60年7月から62年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和57年1月から58年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 57 年 1 月から 58 年 3 月まで

私は、昭和 59 年 1 月頃、子育てが一段落し、夫の収入が安定してきたので、自身の国民年金についてA市役所へ相談に行き、加入手続きをした。その際、国民年金保険料を2年間遡って納付することができることを知り、その保険料については、B銀行（現在は、C銀行）で数回に分けて納付した。申立期間の保険料が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 59 年 1 月頃、A市役所で国民年金の加入手続きを行い、その際、国民年金保険料を2年間遡って納付することができることを知り、その期間の保険料については、B銀行で数回に分けて納付したとしている。これについて、申立人の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号前後の被保険者の資格取得時期から、申立人の申述のとおり同年同月頃に払い出されたと推認され、申立期間は保険料を納付することが可能な期間である。

また、申立人は、昭和 59 年 1 月の国民年金加入後に申立期間直前の 56 年 10 月から同年 12 月までの期間の国民年金保険料を遡って納付するとともに、申立期間直後の 58 年 4 月以降についても保険料を納付しており、これらの期間の保険料を納付していながら、申立期間の保険料を納付しないのは不自然であり、申立人が 15 か月と比較的短期間である申立期間の保険料を納付できなかった特段の事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和51年4月から52年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和51年4月から52年3月まで
② 平成21年4月から同年6月まで

申立期間①について、私は、結婚（昭和51年4月頃）後しばらくしてから、郵便局又は銀行で一括納付した記憶がある。申立期間①が未納となっていることに納得できない。

申立期間②は、夫が会社を辞めた頃で、いつだったか、納付勧奨の通知が届いたので市役所に行き、そのとき、初めて保険料免除制度を知り免除申請手続を行った。申立期間②を保険料免除期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、結婚後しばらくしてから、郵便局又は銀行で一括納付した記憶があるとしているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号前後の被保険者の資格取得時期から、昭和50年9月頃に払い出されたと推認され、申立人の主張する時期であれば、申立期間①の保険料を納付することが可能であり、申立人の主張には特に不自然な点は見られない。

また、申立期間①前後の期間の保険料は納付済みである上、申立期間①は12か月と短期間であり、申立人が申立期間①の保険料を納付できなかった特段の事情は見当たらない。

2 申立期間②について、申立人は、いつだったか、納付勧奨の通知が届いたので市役所に行き、そのとき、初めて保険料免除制度を知り免除申請を行ったので、申立期間②を保険料免除期間として認めてほしいとしている。しかしながら、申立期間②を免除期間とするためには、平成 21 年 4 月から同年 7 月までの期間に申請を行う必要があるところ、オンライン記録でも、同年 7 月から 22 年 6 月までの期間が、同年 4 月 16 日に申請され、同年 5 月 25 日に処理されており、21 年 4 月から同年 7 月までの期間に申請された記録は夫婦共に見当たらない。

また、オンラインの勧奨関連情報の記録によれば、平成 21 年 12 月 22 日以降に、夫婦共に国民年金の未適用者として加入勧奨が行われている記録があることから、申立人が申述する納付勧奨は、これを指しているものと考えられ、このことからすると、同年 12 月 22 日より前に免除申請を行っていないものと考えられる。

さらに、国民年金の事務処理については、昭和 59 年 2 月以降は記録管理業務がオンライン化され、電算による納付書作成、領収済通知書の光学式文字読取機（OCR）による入力等、事務処理の機械化が図られた上、平成 9 年 1 月に基礎年金番号制度が導入されており、申立期間②において記録漏れや記録誤り等の生じる可能性は極めて低くなっていると考えられる。

加えて、申立人が申立期間②について、免除の承認を受けたこと、及び免除申請書を提出したことを確認できる資料は無く、ほかに免除の承認を受けたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 51 年 4 月から 52 年 3 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

埼玉国民年金 事案 4634 (事案 2032 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち昭和53年8月から54年3月までの期間、同年7月、同年8月及び57年1月から同年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和33年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和53年8月から54年3月まで
② 昭和54年7月及び同年8月
③ 昭和56年10月
④ 昭和56年12月から57年12月まで
⑤ 昭和58年6月
⑥ 昭和61年9月から63年3月まで
⑦ 平成3年4月から9年3月まで
⑧ 平成15年11月から19年1月まで
⑨ 平成19年2月から21年2月まで

国民年金保険料は、間違いなく父や兄が納めてくれた。A社会保険事務所(当時)に行った時、厚生年金保険の記録が抜けていたので、国民年金も間違いなく抜けていると思う。未納と判断されたことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①から⑧までに係る申立てについて、申立人は、その父及び長兄が国民年金保険料を納付したと主張しているが、その父は平成7年に他界し、長兄については行方不明で証言が得られず、また、納付に関わったとする次兄の供述も記憶が明確でなく保険料の納付状況が不明である等として、既に当委員会の決定に基づく21年7月7日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

2 今回、申立人の次兄から自身が納付済みとなっている期間に当たる申立期間①から⑤までについては、その父及び長兄が納付していたということを聞いていたとする旨の上申書が提出された。これを受けて、改めて調査した結果、その次兄が納付済みとなっている申立期間①及び②については、申立期間①の期間中である昭和 53 年 12 月に申立人の国民年金手帳記号番号が払い出されたと推認される所、申立人は、54 年 3 月までその父及びその長兄と同じ住所である B 町に居住していたことから、この期間については、その父及びその長兄が申立人の国民年金保険料を納付することは可能であったと考えられる上、申立期間①と②の間の同年 4 月から同年 6 月のみが納付済みで申立期間①及び②が未納となっているのは不自然である。

また、申立期間④のうち昭和 57 年 1 月から同年 3 月までの期間について、オンライン記録では未納になっているが、B 町の国民年金被保険者名簿は納付済みとなっていることが判明し、行政機関側の記録管理に齟齬そごが見られる。

これらは、当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情と認められる。

3 申立期間③、申立期間④のうち昭和 56 年 12 月、57 年 4 月から同年 12 月までの期間及び申立期間⑤について、申立人の次兄は、上記 2 のとおりの上申書を提出しているが、申立人は、当該期間中は C 区に居住しており、B 町に居住していたその父及びその長兄が申立人の国民年金保険料を納付することは困難であったと考えられることから、委員会の当初の決定を変更する新たな事情とは認められない。

また、申立期間⑥から⑧までの期間については、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらない。

以上のことから、申立期間③、申立期間④のうち昭和 56 年 12 月、57 年 4 月から同年 12 月までの期間、申立期間⑤から⑧までの期間については、申立人が当該期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

4 今回、新たに申し立てられた申立期間⑨について、申立人は、その長兄が国民年金保険料を納付していたとしているが、その長兄は、音信不通であるため、保険料の納付状況が不明である上、申立人はこの間 D 市及び E 市に居住しているところ、長兄は B 町に居住していることから、その長兄が保険料を納付することは困難であったと考えられる。

また、国民年金の事務処理については、昭和 59 年 2 月以降は記録管

理業務がオンライン化され、電算による納付書作成、領収済通知書の光学式文字読取機（OCR）による入力等、事務処理の機械化が図られた上、平成9年1月に基礎年金番号制度が導入されており、申立期間において記入漏れや記録誤り等の生じる可能性は極めて低くなっているものと考えられる。

- 5 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間①から⑨のうち、申立期間①、②及び④のうち昭和57年1月から同年3月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額の記録を平成9年2月から同年9月までは32万円、同年10月から10年8月までは38万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 44 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成9年2月1日から10年9月1日まで
平成9年2月から10年8月までの標準報酬月額があまりにも少ないが、この間は28万円又は32万円程度あったはずである。ただし、10年8月及び同年9月については給料の支払はされていなかった。調査の上、当該期間の標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録において、申立人の申立期間における標準報酬月額は、平成8年10月1日の定時決定において32万円、9年10月1日の定時決定において38万円と記録されていたところ、A株式会社が厚生年金保険の適用事業所で無くなった日（10年9月1日）の後の11年2月24日付けで9年2月1日まで遡り9万2,000円に訂正されていることが確認できる。

また、当該事業所において、申立期間に健康保険厚生年金保険被保険者である者が61人確認できるが、そのうち、申立人を含む14人について平成11年2月24日付けで9年2月まで遡り、標準報酬月額を9万2,000円に訂正されていることが確認できるところ、元事業主は既に死亡しているため供述を得ることができない。

さらに、当該事業所に係る法人登記簿謄本等から、申立人は申立期間当時、役員ではなかったことが確認できる上、複数の元同僚が「申立人は一般社員だった。」と供述している。

これらを総合的に判断すると、平成11年2月24日付けで行われた遡及

訂正処理は事実に即したものととは考え難く、申立人について、9年2月まで遡って標準報酬月額の特減訂正処理を行う合理的な理由があったとは認められないことから、当該特減処理に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間の標準報酬月額の記録は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た記録である9年2月から同年9月まで32万円、同年10月から10年8月まで38万円に訂正することが必要と認められる。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額の記録を、平成6年1月から同年4月までは41万円、同年5月から8年4月までは34万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年1月1日から8年5月31日まで
昭和40年5月から平成8年5月までA株式会社及びB株式会社に勤務したが、B株式会社に勤務した6年1月から8年4月までの間の標準報酬月額が12万6,000円と低すぎる。給与額が減額された期間はなく、本来の標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人の申立期間の標準報酬月額は、当初申立人が主張する平成6年1月から同年4月までは41万円、同年5月から8年4月までは34万円と記録されていたところ、同年5月8日付けで、6年1月1日に遡って12万6,000円に引き下げられ、事業所が適用事業所に該当しなくなった日（8年5月31日。以下「全喪日」という。）まで継続していることが確認できる。

また、オンライン記録から、B株式会社の代表取締役及び5人の同僚についても、申立人と同様に、平成8年5月8日付けで2人は6年1月1日まで遡り、3人は7年7月31日まで遡って、標準報酬月額が12万6,000円に引き下げられていることが確認できる。

さらに、当該事業所の元代表取締役は、平成8年5月8日付けの標準報酬月額の引下げ手続について、「申立事業所の親会社であったA株式会社（平成7年7月全喪）の代表取締役であって申立事業所の会長であった者の指示により、総務部長が行ったと思うが、私は、このことを知らなかった。当時は経営状態が良くなかったので、ワークシェアリングを実施し

た。」と供述しており、元総務部長は、「当時の経営状態は良くなかった。赤字が累積し、社会保険料を滞納していた。」と供述していることから、当該事業所において厚生年金保険料等の滞納があったことがうかがえる。

加えて、申立人は、当該事業所の商業登記簿謄本に取締役として登記されているが、複数の元従業員が、申立人は金型の製作を担当していたと供述しており、当該遡及訂正処理に関与していないと認められる。

これらの事実を総合的に判断すると、平成8年5月8日付けで行われた遡及訂正処理は事実即したものと考え難く、申立人について6年1月1日に遡って標準報酬月額減額処理を行う合理的な理由があったとは認められないことから、当該減額処理に係る有効な記録訂正があったとは認められない。このため、当該遡及訂正処理の結果として記録されている申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た標準報酬月額の記録から、6年1月から同年4月までの期間については41万円、同年5月から8年4月までの期間については34万円とすることが必要である。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額の記録を12万6,000円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年11月1日から9年2月21日まで
平成8年11月1日から9年2月21日までA株式会社に勤務していたが、その間の標準報酬月額が当時の給与に比べて低いので訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録では、申立人のA株式会社における申立期間の標準報酬月額は、当初、12万6,000円と記録されていたところ、同社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった日である平成9年2月28日より後の同年6月19日付けで、8年11月1日の資格取得時に遡及して10万4,000円に減額訂正されていることが確認できる。

また、オンライン記録により、申立人の標準報酬月額が訂正された同日に、当該事業所の全ての被保険者の標準報酬月額が申立人と同様に資格取得日に遡及して減額訂正処理されていることが確認できる。

さらに、複数の同僚の供述から、申立人は社会保険事務担当者ではなかったことが確認できる上、当該同僚の供述及び登記簿謄本から、役員でもなかったことが確認できる。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、上記のような記録訂正処理を行う合理的な理由は見当たらないことから、標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が当初届け出た12万6,000円に訂正することが必要である。

一方、申立期間について、申立人は、「給与の基本給だけでも月額が

26 万円だった。」と申述しているところ、当時の給与明細書等の資料も無く、事業主からも回答を得ることができないため、給与支給額や厚生年金保険料控除額について確認することができない。

このほか、申立期間において、申立人の主張する標準報酬月額（26 万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準報酬月額（26 万円）に相当する厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人のA団体（後の、B団体）における厚生年金保険被保険者資格取得日は昭和32年3月21日、資格喪失日は33年4月7日であると認められることから、申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間に係る標準報酬月額については、昭和32年3月から33年3月までは1万6,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男（死亡）
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和4年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和32年3月21日から33年4月7日まで
② 昭和47年1月13日から同年9月19日まで

C株式会社D所に昭和24年5月1日に入社し、E株式会社と社名が変わってからの47年1月13日まで継続して勤務したが、途中1年ほどの被保険者期間が欠落している。

また、同社を退職してからF市内にあった株式会社Gに関連する事業所に勤務したのに被保険者期間が無い。申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

（注）申立では、死亡した申立人の次男が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、A団体に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿では、申立人と同姓同名かつ同じ生年月日で、厚生年金保険被保険者手帳記号番号の記号のみが相違し、基礎年金番号に統合されていない厚生年金保険被保険者記録（資格取得日は昭和32年3月21日、資格喪失日は33年4月7日）が確認できる。

また、C株式会社D所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人が被保険者資格を喪失した昭和32年3月20日と同日に資格を喪失し、A団体の同被保険者名簿において同年3月21日に資格を取得している同僚二人のうち一人は、オンライン記録において申立期間の同団体の被保険者記録が確認できる。

さらに、申立人の次男は「両親は職場結婚だった。」と供述しているところ、申立人の妻の被保険者記録がA団体に係る前述の被保険者名簿において確認できるとともに、C株式会社D所の複数の同僚は「申立期間当時、申立人は事務職として勤務しており、転勤や退職をしたことはない。」と供述しており、申立人が申立期間①において同団体に勤務していたことが推認できることから、当該未統合となっている厚生年金保険被保険者記録は申立人の記録と判断することができる。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人が昭和32年3月21日に被保険者資格を取得し、33年4月7日に資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所（当時）に行ったと認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、未統合の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録から、昭和32年3月から33年3月までは1万6,000円とすることが妥当である。

- 2 申立期間②について、申立人の次男は「父親が勤務していた事業所名は分からないが、株式会社Gに関連があり、大勢の女性工員がH製品を製造していた。」とし、具体的な場所についても供述しているが、申立期間当時の地図で確認できる複数の厚生年金保険適用事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿からは申立人を確認することができなかった。

また、申立期間当時の適用事業所名簿により、申立人の次男が申述する場所の周辺に所在していた複数の事業所からも申立人の氏名は見当たらない上、株式会社Gに関連するI地内の事業所として、申立期間当時に厚生年金保険の適用事業所となっていたJ株式会社K工場及びL株式会社M支店について、健康保険厚生年金保険被保険者名簿を確認したが、申立人は見当たらず、株式会社Gは「申立人の勤務記録を確認できない。」と回答している。

さらに、申立人の名前を誤った読み方で記録されている可能性もあることから、複数の読み方でオンライン記録を検索したが該当者は見当たらない。

加えて、申立人の雇用保険の加入記録は、昭和47年9月19日から勤務したN株式会社の記録のみ確認できる。

このほか、申立期間②の申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 31 年 6 月 28 日から 34 年 2 月 8 日まで
② 昭和 35 年 9 月 1 日から 38 年 9 月 3 日まで

現在、A事業所及びB株式会社での厚生年金保険被保険者期間は脱退手当金を受け取ったという記録になっているが、私は脱退手当金を受け取った記憶が無いので申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるところ、申立期間①と申立期間②の間の被保険者期間（C株式会社）については、その計算の基礎とされておらず未請求となっているが、申立期間①、②及びC株式会社は同一の厚生年金保険被保険者記号番号で管理されている上、申立期間②とC株式会社は、商業登記簿謄本によると関連会社であったことが確認できることから、支給されていない期間として存在することは事務処理上不自然である。

また、申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票及び厚生年金保険被保険者手帳記号番号払出簿の氏名は、旧姓のままであることを踏まえ、申立期間の脱退手当金は旧姓で請求されたものと考えられるが、申立人は、脱退手当金の支給決定日である昭和 39 年 3 月 17 日より以前の 38 年 8 月 * 日に婚姻し、改姓していることから、申立人が脱退手当金を請求したとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

事業主は、申立人が昭和19年3月23日に船員保険被保険者の資格を取得した旨の届出を社会保険出張所（当時）に対し行ったことが認められ、かつ、申立人のA社管理下のB株式会社における船員保険被保険者の資格喪失日は22年1月30日であったと認められることから、申立人に係る船員保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立人の当該期間に係る標準報酬月額については、昭和19年3月から同年5月までを40円、同年6月から21年3月までを60円、同年4月から同年10月までを330円、同年11月及び同年12月を420円とすることが妥当である。

また、申立人は、申立期間のうち、昭和19年3月23日から21年3月31日までの期間については、戦時加算該当期間とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和19年3月から22年3月まで

昭和19年3月にA社のあっせんでB株式会社所属のC船に乗務し、終戦後に体調を崩し下船し帰郷した。その後、同社に呼び戻され米軍のD船に乗務しE地からの復員輸送に従事し、同船の米国返還後はF船に約1か月乗務したが、再び体調を崩し22年3月頃下船し退職した。しかし、この期間の船員保険被保険者記録が無い。申立期間を船員保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B株式会社から提出された社会保険台帳によると、申立人は昭和19年3月23日から22年1月30日までの期間、継続して同社に在籍していたことが確認でき、申立期間のうち、19年3月23日から21年9月30日、同年11月6日から同年12月4日、及び22年1月19日から同年同月30日までの「C船」、「D船」及び「F船」の乗船記録が確認できる。

また、G機関H部門提出の資料及びI機関J部門提出の資料等から、B株式会社はA社の管理下にあったと判断できることから、申立人は、申立期間のうち昭和19年3月23日から22年1月30日までの期間について、A社管理下の船舶に乗船していたと推認できる。

さらに、B株式会社に係る船員保険被保険者名簿により、申立人と同姓同名で生年月日が一致する未統合の被保険者記録が確認できるところ、申立人の記憶、同僚の供述及び社会保険台帳の記録内容と、同船員保険被保険者名簿の記録内容とが一致していることから、当該未統合記録は申立人のものであると認められる。

一方、当該未統合記録及び申立人に係る船員保険被保険者台帳（旧台帳）において申立人のB株式会社に係る船員保険の資格喪失年月日の記録は確認できないものの、同社は、申立人は昭和19年3月23日から22年1月30日まで船員として勤務していたと回答しており、前述の申立人の記憶、同僚の供述、社会保険台帳及び人事記録により、退職日が同年1月30日であることが確認できる上、同台帳において同年6月8日喪失届提出の記載が確認できる。

なお、申立期間のうち、昭和21年10月1日から同年11月5日までの期間、同年12月5日から22年1月18日までの期間については、上記社会保険台帳からは乗船の事実は確認できないものの、申立人の申述内容及び同社会保険台帳において「K員」、「L員」、「M」の記載が確認できること等から、当該期間においてはN船員としてB株式会社の船員保険被保険者資格を有していたものと考えられる。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人が昭和19年3月23日に被保険者資格を取得し、22年1月30日に資格を喪失した旨の届出を社会保険出張所に行ったと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のB株式会社に係る船員保険被保険者名簿における未統合記録及び同社が保管する社会保険台帳から、昭和19年3月から同年5月までを40円、同年6月から21年3月までを60円、同年4月から同年10月までを330円、同年11月及び同年12月を420円とすることが妥当である。

さらに、日本年金機構が提出したB株式会社に係る戦時加算該当船舶名簿から、申立人がC船に乗務した期間のうち、昭和19年3月23日から21年3月31日までの期間は戦時加算対象期間と認められる。

一方、申立期間のうち、昭和22年1月31日から同年3月までの期間については、申立人に係る社会保険台帳及び人事記録から申立人の勤務が確認できない。

このほか、当該期間における船員保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が船員保険の被保険者として、当該期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社における資格喪失日を昭和53年5月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を19万円とすることが必要である。

なお、事業主は申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和53年4月30日から同年5月1日まで
昭和53年4月30日までA株式会社に勤務したが、同年4月が厚生年金保険の被保険者期間になっていない。同月の賃金支給表からも厚生年金保険料が控除されているので、被保険者期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A株式会社の監査役の供述、同僚の供述及び申立人が提出したA株式会社の賃金支給表より、申立人は同社に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、前述の賃金支給表における報酬月額及び厚生年金保険料控除額から、19万円とすることが必要である。

なお、申立人に係る保険料の納付義務の履行については、A株式会社は、昭和55年5月*日に清算終了し、事業主は既に亡くなっていることから確認することはできないが、事業主が資格喪失日を53年5月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所（当時）がこれを同年4月30日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年4月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後には納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付

した場合を含む。)、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を79万8,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成15年12月5日

日本年金機構から加入記録の照会があり、平成15年12月の賞与の記録が漏れていることが判明した。当時の給与、賞与の明細を記録していたノートの写しを提出するので、厚生年金保険の被保険者記録として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立事業所から提出された賞与明細書により、申立人は、申立期間において、その主張する標準賞与額(79万8,000円)に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準賞与額については、前述の賞与明細書で確認できる厚生年金保険料控除額から79万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、「申立人の申立期間に係る賞与支払届の届出を行ったかは不明。」と回答しており、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの標準賞与額に係る届出を社会保険事務所(当時)に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和55年4月から60年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和23年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和55年4月から60年6月まで

私たち夫婦は、昭和57年4月に結婚したのを契機に国民年金に加入しようと、その年の10月頃に夫婦でA市役所（現在は、B市C区役所）に行き相談したところ、このままでは納付月数が不足するので、前々年度分から遡って夫婦二人で20万円くらいの保険料を納付した方がよいと説明された。遡って納付する保険料は10回くらいに分割してもらい、私が月々の保険料と合わせて納付した。申立期間が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、結婚したのを契機に国民年金に加入しようと、昭和57年10月頃に夫婦でA市役所に行き相談したところ、このままでは納付月数が不足するので、前々年度分から遡って夫婦二人で20万円くらいの保険料を納付した方がよいと説明され、10回くらいに分割して、申立人が月々の保険料と合わせて納付したとしているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号前後の被保険者の資格取得時期から、62年8月頃に夫婦連番で払い出されたと推認され、その時点からすると申立期間は時効により保険料を納付できない期間である上、当委員会においてオンラインの氏名検索等により調査したが、申立人に別の手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

また、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年4月から53年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和25年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和48年4月から53年2月まで

私が大学を卒業した後の昭和48年4月頃に、父がA市役所で国民年金の加入手続をして保険料を納付してくれたはずである。53年3月に結婚した時、「これからは自分で保険料を納付するように。」と言われた。父は几帳面な性格なので保険料を納付しなかったとは考えられない。申立期間の保険料が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、大学を卒業した後の昭和48年4月頃にその父がA市役所で国民年金の加入手続をして保険料を納付してくれたとしているが、その父は既に他界しており、申立人は国民年金の加入手続及び保険料納付に関与していないことから、これらの状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号前後の被保険者の資格取得時期から、昭和56年1月頃に払い出されたと推認され、その時点では、申立期間は時効により保険料を納付できない期間である上、当委員会においてオンラインの氏名検索等により調査したが、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

さらに、申立人が申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和51年11月から57年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年11月から57年2月まで

私は、結婚した昭和51年11月頃にA市役所で国民年金に任意加入をして保険料を納付してきたはずである。申立期間の保険料が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、結婚した昭和51年11月頃にA市役所で国民年金に任意加入をして保険料を納付してきたとしているが、申立人の国民年金への加入時期及び保険料の納付に関する記憶が明確ではなく、これらの状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号前後の被保険者の資格取得時期から、昭和57年5月頃にB市で払い出されたと推認され、その時点では、任意加入期間である申立期間の保険料を遡って納付することは制度上できなかつたと考えられる上、当委員会においてオンラインの氏名検索等により調査したが、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

さらに、申立人が申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 52 年 12 月から 59 年 8 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 28 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 52 年 12 月から 59 年 8 月まで
私は、義母に勧められて国民年金に任意加入して A 市及び B 市の金融機関で保険料を納付した。
申立期間が未加入となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、その義母に勧められて国民年金に任意加入して A 市及び B 市の金融機関で保険料を納付したとしているが、申立人の国民年金の加入手続及び保険料の納付に関する記憶が明確ではなく、これらの状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号前後の被保険者の資格取得時期から、昭和 59 年 9 月頃に払い出されたと推認され、その時点では、任意加入期間である申立期間の保険料を遡って納付することは制度上できなかつたと考えられる上、当委員会においてオンラインの氏名検索等により調査したが、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

さらに、申立人が申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成7年6月から8年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 45 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年6月から8年2月まで

私は平成10年頃にA区役所において、同年4月から11年3月までの期間についての免除申請を行った際に、同区役所の担当者から「免除申請をするなら、それ以前の未納となっている保険料は納付してください。」と言われたので、その際に私が未納となっていた保険料を納付したはずである。未納があれば免除の申請は承認されなかったはずで、申立期間の保険料が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成10年頃に、同年4月から11年3月までの期間についての免除申請を行った際に、A区役所の担当者から「免除申請をするなら、それ以前の未納となっている保険料は納付してください。」と言われて、未納となっている保険料を納付したものであり、未納があれば免除申請は承認されなかったはずであると申述しているが、同区役所は「免除の承認基準は前年の収入であり、過去に未納があるかないかは条件ではない。」としている上、申立人は、保険料の納付に関する記憶が明確でなく、これらの状況が不明である。

また、申立人は、保険料の免除申請の際に、それ以前の未納期間の保険料を納付したと申述しているところ、オンライン記録によると、申立人の免除申請日は平成10年5月と記録されており、その時点では、申立期間の国民年金保険料は時効により納付できない。

さらに、オンライン記録によると、平成7年1月9日に、厚生年金保険の被保険者資格を取得したことに伴い、国民年金の被保険者資格を喪失し、その後、同年6月16日に国民年金の被保険者資格を取得し、8年3月21

日に同資格を喪失した記録となっているが、このうち、7年6月16日に同資格を取得し8年3月21日に同資格を喪失した記録は、10年3月5日に追加されたものであることが記録されている。このことは、同日以前においては、申立期間に当たる7年6月16日から8年3月21日までの間は、行政側は、厚生年金保険の被保険者として把握していたものが、その後7年6月16日に厚生年金の被保険者資格を喪失したことを行政側が把握したことにより、同日に国民年金の被保険者資格を取得したことを10年3月5日に記録の追加を行ったことを示している。

このことからすると、申立期間については、記録の追加が行われた10年3月5日までは、国民年金の未加入期間として把握していたことになり、同日以前においては、制度上、当該期間の保険料を納付することはできない。

加えて、申立期間の記録の追加及び免除申請日は、平成10年以降であるところ、国民年金の事務処理については、昭和59年2月以降は記録管理業務がオンライン化され、電算による納付書作成、領収済通知書の光学式文字読取機（OCR）による入力等、事務処理の機械化が図られた上、平成9年1月に基礎年金番号制度が導入されており、申立期間における記録漏れや記録誤り等が生じる可能性は極めて低いと考えられる。

このほか、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 62 年 2 月から平成 3 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 42 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 62 年 2 月から平成 3 年 3 月まで

私は、20 歳になった昭和 62 年頃は大学生であったが、母から「今度から 20 歳になったら、学生であっても国民年金保険料を納付しなければならない。」と言われた記憶があるので、その頃に国民年金の加入手続をしているはずである。私が、年金手帳を初めて受け取ったのは平成 3 年 4 月又は同年 5 月頃であり、それまで年金手帳を受け取った記憶が無く、加入手続を自分で行った記憶も無いが、大学を卒業した同年 3 月までの間、私は、毎月、金融機関で国民年金保険料を納付していたので、申立期間を保険料納付済期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、その母から「今度から 20 歳になったら、学生であっても国民年金保険料を納付しなければならない。」と言われた記憶があるので、その頃に国民年金の加入手続をしているはずであるとしている。しかしながら、申立人は、「国民年金の加入手続を自分で行った記憶が無いので母が行ったかもしれない。」としているものの、その母から、申立人の国民年金の加入手続及びその時期について具体的な証言を得られず、国民年金の加入状況が不明である。

また、申立人が初めて受け取ったとする年金手帳には、初めて被保険者となった日が「平成 3 年 4 月 1 日」と記載されており、オンライン記録と一致していることから、申立期間は未加入期間と推認され、制度上保険料を納付できない期間である。

さらに、申立人は、申立期間当時は大学生であったので、その母が行った国民年金の加入手続は、任意加入であったのかもしれないとしているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号前後の被保険者の資格取得時期から、申立人が初めて年金手帳を受け取ったとする時期と同じ平成3年5月頃に払い出されたと推認され、申立期間の一部は、制度上保険料を納付することはできない期間である上、当委員会においてオンラインの氏名検索等により調査したが、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

このほか、申立事案の口頭意見陳述においては、申立期間に係る国民年金加入手続及び国民年金保険料の納付を裏付ける事情をくみ取ろうとしたが、具体的な新しい証言や証拠を得ることはできなかった。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、A共済組合員としてその主張する標準報酬月額に基づく掛金を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 7 年 10 月 1 日から 8 年 10 月 1 日まで

私は、平成 7 年から 11 年当時、関係団体に出向していたが、源泉徴収票及び市民税・県民税特別徴収税額通知書にあるとおり毎年給与が上昇していた。申立期間について標準報酬月額が前後の標準報酬月額と比べ著しく低額になっているのは納得できないので本来の標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間に係る報酬月額は、C団体から提出された平成 7 年 4 月からの「職員給与一覧表」から、53 万円（28 等級）に相当する金額であることが推認できる上、同団体が加入していたD組合は、当該期間の標準報酬月額は 53 万円であるとしている。

しかしながら、A共済組合から提出された「資格関係DBプリント」には、申立人の申立期間における標準報酬月額は 28 万円と記載されており、これはオンライン記録と一致する上、申立期間の標準報酬月額について、E年金（厚生年金保険）は 28 万円、健康保険は 53 万円として算出した平成 7 年中の保険料額（雇用保険料額を含む）及び 8 年中の保険料額と申立人から提出のあった 7 年分の源泉徴収票及び 9 年度市民税・県民税特別徴収税額の通知書に記載された社会保険料額を比較したところおおむね一致する。

これについて、C団体は、A共済組合とD組合で各々管理している申立期間に係る標準報酬月額が異なることについて、「何らかの原因で手入力ミスがあり、年金の方のみ間違った額で届け出られてしまったと思われる

る。」と回答している。

これらのことから、申立期間において申立人が主張する報酬月額が支給されていたことは認められるものの、C団体はオンライン記録上の標準報酬月額（28万円）に基づく掛金（厚生年金保険料）を申立人の給与から控除し、標準報酬月額53万円に基づく健康保険料を申立人の給与から控除していたものと推認できる。

また、C団体は、上述の資料以外は保存期限経過のため廃棄しており、提供することができないとしている。

このほか、申立人の主張する標準報酬月額に基づく掛金の給与からの控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間においてその主張する標準報酬月額に基づく掛金を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①、②、③、④、⑤及び⑥について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

また、申立期間⑦について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 58 年 10 月 1 日から 59 年 10 月 1 日まで
② 平成 8 年 10 月 1 日から 10 年 3 月 1 日まで
③ 平成 10 年 3 月 1 日から同年 10 月 1 日まで
④ 平成 10 年 10 月 1 日から 11 年 10 月 1 日まで
⑤ 平成 11 年 10 月 1 日から 12 年 10 月 1 日まで
⑥ 平成 12 年 10 月 1 日から 13 年 5 月 1 日まで
⑦ 平成 18 年 10 月 14 日から同年 11 月 1 日まで

日本年金機構から送られてきた標準報酬月額の記録を見たところ、A株式会社及びB株式会社で勤務した被保険者期間について、前の月よりも標準報酬月額が引き下げられている期間がある。しかし、給与が減額された覚えは無いので、申立期間を正しい標準報酬月額に訂正してほしい。

また、C株式会社は、退職した平成 18 年 10 月分の給与から厚生年金保険料が控除されているのに、当該 10 月は被保険者期間となっていないのはおかしい。申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は標準報酬月額の相違を主張しているが、D株式会社（現在のB株式会社の社会保険事務を担当）は、申立人が勤務していたA株式会社（平成 4 年 10 月 1 日にB株式会社と合併）に関

する人事・給与関係の資料が無いため、申立人の標準報酬月額を確認することはできないと回答しているものの、申立期間当時の同社の経営状況について、昭和 57 年から生産が減少し 58 年後半までの業績は悪かったと説明している。

また、A 株式会社に勤務していた同僚に照会したところ、複数の同僚が「昭和 58 年頃の会社は業績が悪化した。給与の減額はそのためだ。」と供述している。

さらに、申立人が提出した A 株式会社の給与関係通知書（昭和 58 年 3 月 21 日付け、同年 4 月から翌年 3 月までの給付額を示したもの）をみると、月額の本給、資格給、職務給の合計額は 31 万 3,500 円となっており、申立人の「申立期間当時は管理職であり、残業手当、扶養手当もなかった。あるとすれば通勤手当ぐらいだ。」との供述を踏まえ、当該合計額を申立人の報酬月額として当時の厚生年金保険標準報酬月額等級表に当てはめると、通勤手当等を考慮したとしても申立人の標準報酬月額は 32 万円に該当し、事業所別被保険者名簿に一致していることから、不自然な点等は見当たらない。

このほか、申立期間①について、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料が控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

2 申立期間②、③、④、⑤及び⑥について、D 株式会社は、申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者標準報酬月額改定通知書、健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書、算定基礎届（明細リスト、標準報酬月額を決定するための直前 3 か月の報酬月額の平均額を算出したもの）等を提出しており、当該通知書等の標準報酬月額はオンライン記録に一致している。

また、E 組合には、申立人の申立期間②のうち平成 9 年 10 月から申立期間⑥までの加入記録が残されており、当該健康保険に係る標準報酬月額とオンライン記録とを照合したところ、両記録は一致している。

さらに、申立期間②について、D 株式会社は、B 株式会社の給与規定により、年齢満*歳以上の参事に対し給与の減額（15 パーセント）が行われたと説明しており、申立人の場合、誕生月が 1 月から 6 月末までに該当するので適用が 7 月払いの給与からとなり、7 月分から 9 月分までの 3 か月分平均報酬月額が 2 等級以上の減額に伴う随時改定により、その適用は平均報酬月額を算出した最終月の翌月である平成 8 年 10 月 1 日から標準報酬月額が引き下げられている記録に不自然さは無く、当該標準報酬月額の改定を届け出た前出の通知書の備考欄に「H 8 年 7 月、減額のため」と記載されていることが確認できる。

加えて、A株式会社を経てB株式会社に勤務し、申立人と同年齢又は年齢の近い管理職であったと目される同僚9人のオンライン記録をみたところ、申立人を含めて5人が満*歳に達した段階で標準報酬月額を引き下げとなっており、複数の同僚が「役職定年により*歳に達した時に給与が減額された。」と供述している。また、同様に同僚9人のうち50歳代で出向し、出向先で定年となった申立人を含む6人のうち*歳に達した段階で標準報酬月額が引き下げられている者が3人おり、*歳定年の1年前に標準報酬月額の引き下げが行われている状況がみられる。

このほか、申立期間②、③、④、⑤及び⑥について、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料が控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

3 これらの事実及びこれまで収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間①、②、③、④、⑤及び⑥について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

4 申立期間⑦について、申立人は、「C株式会社の平成18年10月分の給与明細書において、厚生年金保険料が控除されているから、当該10月が被保険者期間となっていないのはおかしい。」と主張しているものの、平成18年10月のいつまで勤務して退職したのか明確な記憶が無いとともに、申立人が挙げた同僚二人に同社における申立人の勤務実態について照会したが、回答を得られないため、申立人の申立期間における勤務実態を確認することができなかった。

一方、C株式会社が提出した申立人と交わした「嘱託員雇用契約書」（締結日：平成18年4月7日付け）により、雇用期間は平成18年4月14日から同年10月13日までとされており、申立人の署名が確認できる。

また、同社が提出した健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書により、申立人の資格喪失日は平成18年10月14日とされ、同通知書の備考欄に「10月13日退職」と記載されており、当該資格喪失日はオンライン記録に一致するとともに、申立人の退職日については、同社で申立人が加入していた雇用保険の離職日が18年10月13日となっていることとも一致している。

さらに、同社は、厚生年金保険料の控除方法について、申立期間当時は翌月控除であったと回答しているところ、申立人が提出した平成13年5月分の入社時の給与明細書には保険料控除が無く、退職時である18年10月分の給与明細書には保険料控除の記録が確認できることから、

退職時の給与明細書における保険料控除額は、同年 9 月分の保険料であると認められる。

このほか、申立人の申立期間⑦における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間⑦に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 28 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 50 年 4 月から同年 12 月まで

私は、昭和 50 年 4 月から同年 12 月まで、株式会社 A に勤務していたが、この間の厚生年金保険の被保険者記録が無い。入社してすぐに B 区の社会保険事務所（当時）に私自身が厚生年金保険の資格取得届を提出した記憶がある。

厚生年金保険料を控除されていた資料等はないが、当該期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が姓を記憶している複数の同僚について申立期間に株式会社 A に勤務していることが確認できるとともに、申立人が記憶している当該事業所の所在地及び業務内容等が当該同僚の供述内容と一致していることから、申立人が申立期間に当該事業所で勤務していたことはいかがえる。

しかしながら、申立人の勤務状況等について、申立期間に勤務していたことが確認できる同僚 13 人に照会したが、回答のあった 3 人の同僚のいずれもが、申立人に覚えが無いと述べており、申立人の勤務の実態は確認できない。

また、申立期間当時取締役であった同僚の一人は、女性の従業員の厚生年金保険への加入について、「女性は、ご主人の健康保険から離れるのが嫌だという理由でパート扱いとなって年金に入らない人がたくさんいた。厚生年金保険の加入は、希望制ということだ。」と述べているとともに、当該取締役及び申立人が当時の従業員数について、「30 人ほどいた。」と述べているところ、当該期間の厚生年金保険の被保険者名簿において確認できる被保険者は 17 人である。

これについて、申立人は昭和 49 年 12 月に婚姻しているところ、申立人の夫が勤務していた事業所に係る被保険者名簿の配偶者の欄には、扶養の記録が確認できるとともに、申立人は「結婚してすぐの頃は夫の扶養に入っていたかもしれない。」と述べている。

さらに、当時、当該事業所で社会保険事務を担当していた同僚は、入社してから厚生年金保険に加入するまでの手続について「当時、従業員の出入りが激しかったので、ある程度様子を見る期間が必要だった。また、同じ理由により、入社都度厚生年金保険への加入手続を行えないのでまとめて行っていた。手続をする際は、必ず年金に入るかどうか、入るとすれば今から入るか、入社時に遡って入るかを聞いていた。」と具体的に述べており、申立人が一緒に入社したとする男性の同僚二人の厚生年金保険の資格取得日が、申立人が入社したとする時期から 2 か月程度相違していることを踏まえると、申立期間当時、株式会社 A では、従業員全員に必ずしも厚生年金保険の被保険者資格を取得させる取扱いではなかったと推認できる。

加えて、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間を含む前後の 1 年間に被保険者資格を新規に取得した者の中に、申立人の氏名は無く、健康保険証の番号の欠番も無い。

なお、株式会社 A の事業継承者は、「当該事業所は既に全喪しており、当時の従業員の厚生年金保険関係資料はその際廃棄したため、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の給与からの控除については不明である。」としている。

このほか、申立人が申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無く、申立人の当該期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 43 年 3 月 11 日から 49 年 8 月 21 日まで
私が A 株式会社に勤めていた昭和 43 年 3 月 11 日から 49 年 8 月 21 日までの期間の標準報酬月額が、給料額とあまりに違っている。当時の給料は平均で 15 万円くらいだった。

この期間の私の標準報酬月額の記録を調査の上、訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A 株式会社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録によれば、申立人と同日に申立事業所で厚生年金保険の被保険者資格を得ていることが確認できる同僚 32 人（申立人を含む。）の標準報酬月額は、申立人と同額又はほぼ同額で推移しており、申立人の標準報酬月額のみが当該同僚と異なり低額であるという事情は見当たらないとともに、申立人を含め、当該同僚の標準報酬月額の記載内容に不備は無く、標準報酬月額が遡って訂正された形跡も認められない上、オンライン記録とも一致している。

また、当該事業所で申立期間当時に社会保険を担当していた事務担当者は、「当時の B 担当や C 担当には、時間外手当、D 手当、E 手当、宿泊手当があり、シーズンになるとこれらの手当の総額は基本給以上であったが、そこは標準報酬月額に入っていなかったと思う。」と述べているとともに、複数の同僚が「基本給より各種の手当の総額が多かった時期があった。標準報酬月額に手当は含まれていなかったと思う。」と述べていることから、当該事業所が届け出していた標準報酬月額は、申立人が記憶している残業手当等を含んだ給与額とは異なり、当該諸手当が含まれていない期間の給与額に基づくものであった可能性がうかがえる。

さらに、商業登記簿によると、A株式会社は平成 10 年 6 月に事業を廃止している上、申立期間当時の事業主は既に死亡しているため、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除についての供述は得られない。

加えて、申立人は申立期間当時の給与明細書等を保存しておらず、このほか申立期間について、申立人の主張する給与額に見合う標準報酬月額に基づく厚生年金保険料が控除されていたかどうかを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について申立人が主張する給与額に見合う標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 33 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 54 年 10 月 1 日から 55 年 8 月 31 日まで
株式会社Aに勤務した期間のうち、申立期間の標準報酬月額が 10 万 4,000 円とされているが、申立期間前の標準報酬月額は 11 万円、申立期間後の標準報酬月額は 11 万 8,000 円となっており、同社に勤務した期間を通じて標準報酬月額が下がった記憶は無いので、申立期間の標準報酬月額の記録を 11 万 8,000 円に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は申立期間に係る標準報酬月額の相違を申し立てているが、オンライン記録によると、株式会社Aにおいて、申立期間の標準報酬月額が直近の随時改定又は定時決定と比べ減額の記録となっている者が申立人を含め複数いることが確認できる上、同僚の一人は、「残業時間が少ないと標準報酬月額は下がることもある。」と供述し、別の同僚の一人も、「病欠等で標準報酬月額が下がる人もいたと思う。」と供述しており、申立人の標準報酬月額のみが同僚の取扱いと異なる事情は見当たらない。

また、株式会社Aは、申立期間に係る給与額や厚生年金保険料の控除額が分かる賃金台帳等の資料は廃棄済みであることから、申立人の申立期間の報酬月額及び保険料控除額について確認することができないとしている上、同社における同僚からも、申立人の申立期間における標準報酬月額についての具体的な供述を得ることができなかった。

さらに、申立人の株式会社Aに係る健康保険厚生年金保険被保険者原票を確認したが、オンライン記録と一致しており、また、遡って標準報酬月額の訂正が行われた形跡も無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間についてその主張する標準報酬月額に相当する厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 51 年 9 月 21 日から 52 年 7 月 31 日まで
昭和 51 年 9 月 21 日に A 株式会社（現在は、B 株式会社）に入社し 54 年 6 月 21 日まで継続して勤務していた。入社以来退職するまで月額 18 万円の手取り報酬があったが、申立期間の標準報酬月額が 9 万 8,000 円になっているのはおかしい。申立期間の標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、入社時標準報酬月額が 18 万円であったと主張しているものの、申立人に係る雇用保険の記録では、資格取得時（昭和 51 年 9 月 21 日）の賃金は 9 万 9,000 円と記載されており、オンライン記録の標準報酬月額（9 万 8,000 円）とほぼ同額であることが確認できる。

また、申立人と同時期に入社した同僚の一人は、「自分が入社した年の給料は手取り 8 万円くらいで、同僚も同様の金額であった。」と証言している。

さらに、A 株式会社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票によると、申立人の同社における厚生年金保険の資格取得時標準報酬月額は、9 万 8,000 円であり、オンライン記録と一致する。

加えて、A 株式会社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票によると、申立期間に申立人とほぼ同時期に入社した者 14 人（申立人を含む。）の資格取得時標準報酬月額は、7 万 6,000 円から 11 万円の範囲内であったものが、最初の標準報酬月額変更額は、10 万 4,000 円から 18 万円の範囲に大幅に上昇していることが確認できる。

また、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による給与からの控除額を確認できる給与明細書等の資料は無い。

このほか、申立期間について、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間についてその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年 12 月から 10 年 6 月まで
A 株式会社に、平成元年 12 月から 10 年 6 月まで勤務し B 業務に従事していたが厚生年金保険の被保険者記録が無い。この期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間において A 株式会社に継続して勤務していたと申し立てているが、当該期間のうち、平成元年 12 月から 5 年 4 月までの期間について、A 株式会社は「申立人の勤務期間は不明。」とした上で、「申立人は C 国から来日しており、将来帰国の意思があったため、厚生年金保険には加入させておらず、給与から厚生年金保険料を控除していない。」と回答している。

また、D 組合における、平成 5 年 4 月 1 日以前の申立人に係る加入員台帳が無い上、当該期間に A 株式会社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において被保険者であることが確認できる 20 人に問い合わせし、8 人から回答を得たが申立人を記憶している者がいないことから申立人の勤務実態を確認することはできなかった。

一方、申立期間のうち、平成 5 年 4 月から 10 年 6 月までの期間について、D 組合が提出した加入員台帳から、申立人が申立期間のうち 5 年 4 月 1 日から 7 年 1 月 24 日まで及び同年 3 月 23 日から 10 年 6 月 6 日まで同組合の加入員であったことが確認できる。

しかしながら、A 株式会社は前述のとおり「申立人を厚生年金保険には加入させていなかった。」と回答しており、同社において当時総務を担当していた同僚も「外国人期間工を厚生年金保険に加入させておらず、健康

保険のみに加入させていた。申立人についても同様の取扱いであり、厚生年金保険料を給与から控除していない。」と供述している。

また、申立人が提出した平成5年から9年までの源泉徴収票から確認できる年間社会保険料額と、D組合が提出した加入員台帳記載の標準報酬月額から推定される厚生年金保険料額とを比較すると、源泉徴収票に記載の社会保険料額が低額となっており、厚生年金保険料の控除を確認することができなかった。

さらに、オンライン記録により申立人は、平成7年9月から11年5月までの期間については、国民年金の被保険者として、保険料を納付していることが確認できる。

このほか、申立期間に係る雇用保険の記録が無い上、厚生年金保険料が控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

埼玉厚生年金 事案 6512 (事案 2555 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和25年7月28日から同年12月1日まで
A事業所(勤務地はB米軍基地内C施設)に、昭和25年7月28日からD担当として勤務していたが、厚生年金保険の加入記録が同年12月1日からとなっていることに納得できない。申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間については、A事業所の事務を継承するE機関に、申立期間当時の人事記録等の保管は無く、申立人も同僚の名前を記憶しておらず、申立人の勤務実態及び事業主による厚生年金保険料の控除が確認できないことなどから、既に当委員会の決定に基づき平成22年2月24日付け年金記録の訂正は必要ではないとする通知が行われている。

今回、申立人が新たに当時の同僚の名前を数人挙げたことから、当該同僚を含め、健康保険厚生年金保険被保険者名簿及びオンライン記録から居所が判明した同僚35人に照会したところ、17人から回答があり、そのうち複数の同僚が厚生年金保険の加入について、「勤務後数か月たってから加入した。」と回答しており、そのうちの1人は、「私は、昭和25年6月頃からC施設でD担当として勤務していたが、厚生年金保険は同年12月から加入となっている。臨時のパスポートをもらってから、6か月ぐらいして本パスポートがもらえる。臨時のパスポートのときは、厚生年金保険に加入させてもらえなかった。本パスポートをもらってから厚生年金保険に加入した。」と回答している。

また、F機関から提出された申立人の駐留軍従業員カードに「厚生年金保険 取 25.12.1 記号番号 *」と記載されており、申立人の厚生年金

保険の被保険者資格の取得年月日が、昭和 25 年 12 月 1 日であることが確認できる上、当該年月日は、厚生年金保険被保険者台帳、健康保険厚生年金保険被保険者名簿及びオンライン記録とも一致している。

さらに、前述の駐留軍従業員カードに記載されている「記号番号 *」は、厚生年金保険被保険者手帳記号番号払出簿から、昭和 25 年 12 月 1 日に A 事業所で払い出されていることが確認できる。

このほか、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、全ての申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 37 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 12 年 10 月 1 日から 13 年 2 月 1 日まで
② 平成 16 年 9 月 1 日から 19 年 9 月 1 日まで
③ 平成 20 年 9 月 1 日から同年 10 月 1 日まで

A株式会社（現在は、B株式会社）に勤務していた期間のうち、申立期間①については、その前後の期間と比べて、標準報酬月額が9万円も引き下げられている。当時、大きな労働条件の変更は無く不自然である。

また、平成 16 年 9 月 1 日付けで、C株式会社に転職したが、前職よりも給与が上がるという条件で転職したのに、申立期間②及び③の標準報酬月額は、その前後の期間と比べて低く、不自然であるので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、標準報酬月額の訂正を申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

この度、事業主から提出された申立期間①に係る給料支給台帳、申立期間②及び③に係る賃金台帳によれば、当該期間の厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額と一致しているこ

とが確認できることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

なお、事業主が提出した上記資料については、給与の一部が振り込まれた預金口座に関する資料（申立期間①は申立人が保管していた預金通帳、申立期間②及び③は株式会社D銀行が提出した預金取引推移一覧書）と記載内容が一致しており、不自然な点は見当たらない。